

福長介第2303号

令和8年9月14日

市内各地域密着型サービス等
運営事業者様

さいたま市福祉局
長寿応援部介護保険課長

地域密着型サービス等事業所を対象とした補助事業について（お知らせ）

日頃より、介護保険事業の推進に御理解・御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、さいたま市内の事業所について令和9年度中に以下に記載の補助事業の活用をご検討される場合につきましては、令和8年9月24日（木）までに市ホームページに掲載の「回答書」を介護保険課までご提出いただきますようお願いいたします。

なお、広域型サービス（小規模な事業所を除く）事業所につきましては、埼玉県に同様の補助金がありますので、埼玉県高齢者福祉課にお問い合わせください。

1 補助金概要（詳細は別表をご覧ください。）

- (1) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援
- (2) 介護施設等における看取り環境整備推進事業
- (3) 共生型サービス事業所の整備推進事業

2 提出方法

件名又は送付票は「地域密着型サービス等事業所を対象とした補助事業について（法人名）」とし、回答書をメール又はFAXで送信してください。

※ 送受信の確認のため、送信後に必ずご一報ください。

※ 回答書の提出があった場合でも、予算の都合上、補助金の交付ができない場合がございます。

ホームページ URL：<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/010/p133059.html>

辿り方：トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険

> 介護サービス事業者向け情報（共通）> 介護保険事業者の方へ（お知らせ）（令和8年9月～12月分）> 「地域密着型サービス等事業所を対象とした補助事業について」

3 提出期限

令和8年9月24日（木）必着

4 担当

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

電話番号 048-829-1265 FAX 048-829-1981

Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp

別表

1 区分	2 基準単価	3 単位	4 対象経費
(1) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入に必要な経費			地域密着型特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護テクノロジーの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添1を準用する）。
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	520千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640千円	施設数	
・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム	260千円	定員数	

※ 基準単価は令和8年度のものであり、令和9年度は基準単価が変更となる場合があります。

※ 介護施設等において以下の①又は②に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、県が実施する「介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジー導入支援事業」において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を補助する事業。

なお、本事業においては、介護テクノロジー以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とならない。

① 施設の一部改修 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

② 施設の付帯設備の改造 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

1 区分	2 基準単価	3 単位	4 対象経費
(2) 介護施設等の看取り環境の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模な養護老人ホーム ・小規模な軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	4,330千円	施設数	
(3) 共生型サービスの整備			
・地域密着型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,290千円	施設数	

※ 基準単価は令和8年度のものであり、令和9年度は基準単価が変更となる場合があります。

※ 整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。